

厚生労働大臣が定める揭示事項

令和6年9月1日現在

当院は、健康保険法第63条第3項の指定を受けた保険医療機関及び同法第86条第1項の承認を受けた特定承認保険医療機関です。

入院基本料に関する事項

当院は、急性期一般入院料1（日勤、夜勤合わせて）入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

- 一般病棟（急性期一般入院料1）
入院患者7人に対して看護職員1人以上
入院患者25人に対して看護補助者1人以上

【時間ごとの配置数】

9:00 ~ 18:00

看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です

18:00 ~ 翌9:00

看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です

関東信越厚生局への届出に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

急性期看護補助体制加算 25対1	夜間急性期看護補助体制加算 50対1
夜間看護体制加算	感染防止対策加算Ⅱ
病棟薬剤業務実施加算	医師事務作業補助加算2 25対1
救急医療管理加算	療養環境加算
CT撮影	大腸CT撮影加算
がん治療連携指導料	検体検査加算（Ⅰ・Ⅱ）
薬剤管理指導料	入院時食事療養（Ⅰ）
入院時食事療養（Ⅰ） 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事が適時（夕食について午後6時以降）、適温で提供されます。	

個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書の発行について

医療の透明化と患者様への情報提供のため、算定項目のわかる明細書を無償にて発行しております。使用した薬剤や行った検査の名称等が記載されるものですので、ご家族の方が代理でお会計を行う際等その代理の方への発行も含めて、発行をご希望されない場合は、会計窓口までお申し出ください。

個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書の発行について

医療の透明化と患者様への情報提供のため、算定項目のわかる明細書を無償にて発行しております。使用した薬剤や行った検査の名称等が記載されるものですので、ご家族の方が代理でお会計を行う際等その代理の方への発行も含めて、発行をご希望されない場合は、会計窓口までお申し出ください。

保険外負担のに関する事項（金額は全て消費税込みの金額です。）

当院は、以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています

1. 文書料

病院の書式による診断書	3,300 円
指定書式による診断書、証明書等	5,500～11,000 円
自賠責保険診断書	7,700 円
領収証明書	550 円
簡単なもの(内容による)	1,100～3,300 円
特に複雑で特殊なもの	相 談

記の料金他、文書作成上必要な検査等は別途料金が必要な場合があります。詳しくは会計窓口までお尋ねください

2. その他

診察券再発行手数料	110 円
面談料	5,500 円

その他患者様が日常生活において使用する物品で患者様が負担することが妥当と思われる物の実費

保険外併用療養費に関する事項

(1) 特別の療養環境の提供（金額は、1日につき消費税込みの金額）

特別室	1 室		55,000 円
個室	3 室		22,000 円
	1 室		16,500 円
2 床室	9 室	窓 側	13,200 円
		廊下側	8,800 円

ご利用に当たりましては、申込書をご記入頂きます。

ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

(2) 入院期間が180日を超える入院

入院期間が180日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者様を除きまして、別途料金が必要となります。詳しくは、会計窓口までお問い合わせください。

1日につき

2,200 円